

プレミアムバリュープラン

(主契約要綱)

令和 8 年 4 月 1 日実施

沖 縄 電 力 株 式 会 社

目 次

I 本 則

| | |
|---------------------------|---|
| 1 適 用 範 囲 | 1 |
| 2 供給電気方式、供給電圧および周波数 | 1 |
| 3 契約負荷設備 | 2 |
| 4 料 金 | 2 |
| 5 そ の 他 | 3 |

II 実 施 細 目

| | |
|---------------|---|
| 適 用 範 囲 | 4 |
|---------------|---|

| | |
|-----------|---|
| 附 則 | 5 |
|-----------|---|

| | |
|-----------|---|
| 別 表 | 6 |
|-----------|---|

I 本 則

1 適用範囲

この主契約要綱（以下「要綱」といいます。）は、低圧で電気の供給を受け、電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当し、お客さまがこの要綱の適用を希望され、当社との協議がととのった場合に適用いたします。

(1) 電灯または小型機器の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに低圧供給条件（自由共通）〔令和8年4月1日実施。以下「低圧供給条件」といいます。なお、当社が低圧供給条件を変更した場合には、変更後の供給条件によります。〕別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、低圧供給条件別表4〔契約負荷設備の総容量の算定〕によって総容量を定めます。）に次の係数を乗じてえた値が50キロワット未満であること。

| | |
|------------------|---------|
| 最初の50キロワットにつき | 80パーセント |
| 50キロワットをこえる部分につき | 70パーセント |

(2) 1需要場所において動力を使用する需要に適用される契約種別とあわせて契約する場合は、(1)により算定される値と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

ただし、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(1)により算定される値と契約電力との合計の値が50キロワット以上であるものについても適用することができます。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することができます。

(3) 特定小売供給約款の定額電灯を適用できないこと。

2 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

3 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

4 料 金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および低圧供給条件別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、低圧供給条件別表2（燃料費調整）(3)により、燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし、低圧供給条件別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(3)により、離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

(1) 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

| | |
|----------------------|------------|
| 1契約につき最初の400キロワット時まで | 17,560円08銭 |
|----------------------|------------|

ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

| | |
|--------|---------|
| 1契約につき | 859円04銭 |
|--------|---------|

(2) 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

| | |
|-------------------------|--------|
| 400キロワット時をこえる1キロワット時につき | 43円62銭 |
|-------------------------|--------|

5 そ の 他

- (1) 当社は、低圧供給条件19（日割計算）により日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、基本料金および料金適用上の電力量区分の日割計算は、別表（日割計算の基本算式）によるものといたします。
- (2) この要綱の実施上必要な細目的事項については、Ⅱ（実施細目）によるものといたします。
- (3) この要綱に定めのない事項については、低圧供給条件によるものといたします。

II 実 施 細 目

適 用 範 囲

この要綱から他の契約種別に変更された後1年に満たないお客さまについては、原則としてこの要綱を適用いたしません。

附 則

実 施 期 日

この要綱は、令和8年4月1日から実施いたします。

別 表

日割計算の基本算式

日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

(1) 基本料金を日割りする場合

$$1\text{月の基本料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ただし、低圧供給条件 18（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は, } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

(2) 料金適用上の電力量区分を日割りする場合

$$\text{基本料金適用電力量} = 400\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、基本料金適用電力量とは、(1)により算定された基本料金が適用される電力量をいいます。

(3) (2)によって算定された基本料金適用電力量の単位は1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。